

医療保険

様

株式会社結梨

訪問看護ステーション24

医療保険

訪問看護一括説明・同意・契約書

1. 重要事項説明書 1～9 頁
2. 契約書 10～12 頁
3. 一括同意・契約書 13～14 頁

重要事項説明書

1 訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 結梨
代表者氏名	代表取締役 上田 星斗
本社所在地 (連絡先)	〒663-8234 兵庫県西宮市津門住江町 12-6 105 号
設立年月日	2022 年 10 月 5 日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション 24
兵庫県指定 事業所番号	訪問看護 2860991179 号
事業所所在地	兵庫県西宮市津門住江町 12-6 105 号
連絡先 相談担当者名	電話：0798-78-3911 管理者：木許 愛子
事業所の通常の 事業実施地域	大阪府・兵庫県

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	訪問看護が必要な利用者に対してサービスを提供し、居宅において、利用者の意思及び人格を尊重した、自分らしい生活を営むことができるように支援することを目的にします。
運営方針	利用者の心身機能に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施にあたり、従業員の確保・教育指導に努め、利用者の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする（ただし 12/30～1/3 を除く）
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。 *但し、利用者からの希望で、上記以外のサービスも考慮する。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	年中無休 365 日とする
サービス提供時間	24 時間とする

(5) 事業所の職員体制

事業所の管理者	木許 愛子
---------	-------

職種	職務内容	人員数
管理者	従業者、及び運営の管理等	1 人
看護職員	訪問看護サービスの提供	28 人

3 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

- ①病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事及び排泄等日常生活の世話 ④褥瘡の予防 ⑤ターミナルケア
- ⑥認知症の看護 ⑦療養生活や介護方法の指導 ⑧カテーテル等の管理
- ⑨その他医師の指示による医療処置

(2) 訪問看護師の禁止行為

訪問看護師はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ②利用者の同居家族に対するサービス
- ③身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

(3) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について 次頁参照

利用者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額のとおりです。

訪問看護利用料金表（医療保険）

基本料金は、訪問看護基本療養費と訪問看護管理療養費の合計金額となります。

訪問看護

サービス内容	10割	ご利用料			
		1割負担	2割負担	3割負担	
■訪問看護管理療養費（1日につき）					
月の初日	機能強化型訪問看護管理療養費1	13,760円	1,376円	2,752円	4,128円
	機能強化型訪問看護管理療養費2	10,460円	1,046円	2,092円	3,138円
	機能強化型訪問看護管理療養費3	9,030円	903円	1,806円	2,709円
	機能強化型訪問看護管理療養費4	9,030円	903円	1,806円	2,709円
	上記以外の場合	7,710円	771円	1,542円	2,313円
2日目以降	単一建物居住利用者が20人未満	3,010円	301円	602円	903円
	単一建物居住利用者が20人以上49人以下・1月当たり訪問日数が15日以下	2,510円	251円	502円	753円
	単一建物居住利用者が20人以上49人以下・1月当たり訪問日数が16日以上24日以下	2,310円	231円	462円	693円
	単一建物居住利用者が20人以上49人以下・1月当たり訪問日数が25日以上	2,210円	221円	442円	663円
	単一建物居住利用者が50人以上・1月当たり訪問日数が15日以下	2,410円	241円	482円	723円
	単一建物居住利用者が50人以上・1月当たり訪問日数が16日以上24日以下	2,210円	221円	442円	663円
	単一建物居住利用者が50人以上・1月当たり訪問日数が25日以上	2,010円	201円	402円	603円
	■訪問看護基本療養費Ⅰ（個人宅）				
週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
週3日目まで（准看護士の訪問）	5,050円	505円	1,010円	1,515円	
週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
週4日目以降（准看護士の訪問）	6,050円	605円	1,210円	1,815円	
週4日目以降 ※理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・言語聴覚士（ST）の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
■訪問看護基本療養費Ⅱ（同一建物の居住者）					
同一日2人	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	週4日目以降 ※PT・OT・STの場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
同一日3人以上9人以下	週3日まで	2,780円	278円	556円	834円
	週4日目以降 ※PT・OT・STの場合	2,780円	278円	556円	834円
同一日10人以上19人以下	月20日目まで	2,760円	276円	552円	828円
	月20日目以降	2,660円	266円	532円	798円
同一日20人以上49人以下	月20日目まで	2,710円	271円	542円	813円
	月20日目以降	2,610円	261円	522円	783円
同一日50人以上	月20日目まで	2,610円	261円	522円	783円
	月20日目以降	2,510円	251円	502円	753円
■訪問看護基本療養費Ⅲ（入院中に外泊した場合）					
■慢性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は緩和ケアに係る専門の研修を受けた看護士による場合（月1回）	8,500円	850円	1,700円	2,550円	
■ベースアップ評価料					
R8.6～ ベースアップ評価料	R8.3月以前から算定している	1,830円	183円	366円	549円
	R8.4月以降から算定している	1,050円	105円	210円	315円
R9.6～ ベースアップ評価料	R8.3月以前から算定している	2,880円	288円	576円	864円
	R8.4月以降から算定している	2,100円	210円	420円	630円
■訪問看護物価対応料					
R8.6月からR9.5月まで	月の初日	60円	6円	12円	18円
	月の2日目以降	20円	2円	4円	6円
R9.6月以降	月の初日	120円	12円	24円	36円
	月の2日目以降	40円	4円	8円	12円

その他加算

■24時間対応体制加算（1月につき）	24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円
■特別管理加算Ⅰ（1月につき）		5,000円	500円	1,000円	1,500円
■特別管理加算Ⅱ（1月につき）		2,500円	250円	500円	750円
■難病複数回訪問加算					
1日2回訪問（1人又は2人）		4,500円	450円	900円	1,350円
1日2回、3人以上9人以下		4,000円	400円	800円	1,200円

1日2回、10人以上19人以下	3,700円	370円	740円	1,110円	
1日2回、20人以上49人以下	3,500円	350円	700円	1,050円	
1日2回、50人以上	3,300円	330円	660円	990円	
1日3回以上（1人又は2人）	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
1日3回、3人以上9人以下（1月当り20日目まで）	7,200円	720円	1,440円	2,160円	
1日3回、3人以上9人以下（1月当り21日目以降）	6,900円	690円	1,380円	2,070円	
1日3回、10人以上19人以下（1月当り20日目まで）	6,300円	630円	1,260円	1,890円	
1日3回、10人以上19人以下（1月当り20日目以降）	5,200円	520円	1,040円	1,560円	
1日3回、20人以上49人以下（1月当り20日目まで）	4,800円	480円	960円	1,440円	
1日3回、20人以上49人以下（1月当り20日目以降）	3,500円	350円	700円	1,050円	
1日3回、50人以上（1月当り20日目まで）	4,100円	410円	820円	1,230円	
1日3回、50人以上（1月当り20日目以降）	3,000円	300円	600円	900円	
■退院時共同指導加算（1月につき）	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
※特別管理指導加算対象者は右記料金を加算	2,000円	200円	400円	600円	
■早期・夜間加算 （6:00～8:00 18:00～22:00）					
2人	2,100円	210円	420円	630円	
3人以上9人以下（1月当り15日目まで）	2,100円	210円	420円	630円	
3人以上9人以下（1月当り16日目以降）	1,900円	190円	380円	570円	
10人以上19人以下（1月当り15日目まで）	1,800円	180円	360円	540円	
10人以上19人以下（1月当り16日目以降）	1,300円	130円	260円	390円	
20人以上49人以下（1月当り15日目まで）	1,200円	120円	240円	360円	
20人以上49人以下（1月当り16日目以降）	950円	95円	190円	285円	
50人以上（1月当り15日目まで）	1,000円	100円	200円	300円	
50人以上（1月当り16日目以降）	800円	80円	160円	240円	
■深夜加算（22:00～6:00）	4,200円	420円	840円	1,260円	
■複数名訪問看護加算					
看護師と看護師等の場合	2人まで	4,500円	450円	900円	1,350円
	3人以上9人以下	4,000円	400円	800円	1,200円
	10人以上19人以下	3,400円	340円	680円	1,020円
	20人以上49人以下	3,000円	300円	600円	900円
	50人以上	2,700円	270円	540円	810円
看護師と准看護師の場合	2人まで	3,800円	380円	760円	1,140円
	3人以上9人以下	3,400円	340円	680円	1,020円
	10人以上19人以下	3,000円	300円	600円	900円
	20人以上49人以下	2,700円	270円	540円	810円
	50人以上	2,300円	230円	460円	690円
看護師とその他の職員の場合					
1日1回訪問した場合	2人まで	3,000円	300円	600円	900円
	3人以上9人以下	2,700円	270円	540円	810円
	10人以上19人以下	2,100円	210円	420円	630円
	20人以上49人以下	1,900円	190円	380円	570円
	50人以上	1,600円	160円	320円	480円
特別な管理を必要とする利用者等を1日2回訪問した場合	2人まで	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	同一建物の3人以上9人以下の訪問	5,400円	540円	1,080円	1,620円
	同一建物の10人以上19人以下	3,800円	380円	760円	1,140円
	同一建物の20人以上49人以下	3,450円	345円	690円	1,035円
特別な管理を必要とする利用者等を1日3回以上訪問した場合	2人まで	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
	同一建物の3人以上9人以下の訪問	9,000円	900円	1,800円	2,700円
	同一建物の10人以上19人以下	5,500円	550円	1,100円	1,650円
	同一建物の20人以上49人以下	4,800円	480円	960円	1,440円
■長時間訪問看護加算（週1回）	同一建物の50人以上	4,500円	450円	900円	1,350円
	■緊急訪問看護加算（1日につき）	5,200円	520円	1,040円	1,560円
■退院支援指導加算	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
90分未満の療養上の指導、支援を行う場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
90分以上の長時間の療養上の指導、支援を行う場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円	
■在宅患者連携指導加算（1月につき）	3,000円	300円	600円	900円	
■在宅患者緊急時等カンファレンス加算 （1月につき2回）	2,000円	200円	400円	600円	
■訪問看護ターミナルケア療養費 （在宅又は施設への訪問）	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	
※施設での加算に応じ	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
■乳幼児加算（1日につき）					
6歳未満は訪問看護管理療養費に加算	1,400円	140円	280円	420円	
※別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合	1,800円	180円	360円	540円	
■訪問看護情報提供療養費1・2・3	1,500円	150円	300円	450円	

■看護・介護職員連携強化加算 (1月につき)	2,500円	250円	500円	750円
■専門管理加算(1月につき)	2,500円	250円	500円	750円
■遠隔死亡診断補助加算	1,500円	150円	300円	450円
■訪問看護医療DX情報活用加算	50円	5円	10円	15円
■訪問看護医療情報連携加算	1,000円	100円	200円	300円
■訪問看護遠隔診療補助料	2,650円	265円	530円	795円

精神科訪問看護

サービス内容	10割	ご利用料			
		1割負担	2割負担	3割負担	
■訪問看護管理療養費(1日につき)					
月の初日	機能強化型訪問看護管理療養費1	13,230円	1,323円	2,646円	3,969円
	機能強化型訪問看護管理療養費2	10,030円	1,003円	2,006円	3,009円
	機能強化型訪問看護管理療養費3	8,700円	870円	1,740円	2,610円
	機能強化型訪問看護管理療養費4	9,030円	903円	1,806円	2,709円
	上記以外の場合	7,770円	777円	1,554円	2,331円
2日目以降	訪問看護管理療養費1	3,100円	310円	620円	930円
	訪問看護管理療養費2	2,500円	250円	500円	750円
■精神科訪問看護基本療養費I					
週3日目まで (准看護士の訪問)	30分以上の場合	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	30分未満の場合	3,870円	387円	774円	1,161円
	30分以上の場合	6,550円	655円	1,310円	1,965円
週4日目以降	30分未満の場合	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	30分以上の場合	6,050円	605円	1,210円	1,815円
週4日目以降 (准看護士の訪問)	30分以上の場合	4,720円	472円	944円	1,416円
	30分未満の場合				
■精神科訪問看護基本療養費III(同一建物)					
(イ) 1日2人					
週3日目まで	30分以上の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	30分未満の場合	4,250円	425円	850円	1,275円
	30分以上の場合	6,550円	655円	1,310円	1,965円
週4日目以降	30分未満の場合	5,100円	510円	1,020円	1,530円
(イ) 同一1日3人以上					
週3日目まで	30分以上の場合	2,780円	278円	556円	834円
	30分未満の場合	2,130円	213円	426円	639円
	30分以上の場合	3,280円	328円	656円	984円
週4日目以降	30分未満の場合	2,550円	255円	510円	765円
■精神科訪問看護基本療養費IV					
		8,500円	850円	1,700円	2,550円

その他加算

■24時間対応体制加算(1月につき)	24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円
■特別管理加算I(1月につき)		5,000円	500円	1,000円	1,500円
■特別管理加算II(1月につき)		2,500円	250円	500円	750円
■精神科複数回訪問加算	1日2回訪問	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日に2回、同一建物3人以上に訪問	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上の訪問	8,000円	800円	1,600円	2,400円
■精神科複数回訪問加算	1日3回以上、同一建物の3人以上に訪問	7,200円	720円	1,440円	2,160円
■退院時共同指導加算(1月につき)		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算対象者は右記料金を加算					
■早期・夜間加算(6:00~8:00 18:00~22:00)		2,000円	200円	400円	600円
■深夜加算(22:00~6:00)		2,100円	210円	420円	630円
■深夜加算(22:00~6:00)		4,200円	420円	840円	1,260円
■複数名精神科訪問看護加算					
看護士と看護士又は作業療法士の場合	1日に1回の場合	4,500円	450円	900円	1,350円
	(同一建物3人以上)	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日に2回の場合(同一建物2人まで)	9,000円	900円	1,800円	2,700円
	(同一建物3人以上)	8,100円	810円	1,620円	2,430円
	1日に3回以上(同一建物2人まで)	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
	(同一建物3人以上)	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
■長時間精神科訪問看護加算		5,200円	520円	1,040円	1,560円
■精神科緊急訪問看護加算(1月につき)	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
■退院支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円
※90分以上の長時間の療養上の指導、支援を行う場合					
■在宅患者連携指導加算(1月につき)		8,400円	840円	1,680円	2,520円
■在宅患者緊急時等カンファレンス加算(1月につき2回)		3,000円	300円	600円	900円
■訪問看護ターミナルケア療養費(在宅又は施設への訪問)		2,000円	200円	400円	600円
■訪問看護ターミナルケア療養費(在宅又は施設への訪問)		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
※施設での加算に応じ					
		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

■乳幼児加算（1日につき） 6歳未満は訪問看護管理療養費に加算	1,400円	140円	280円	420円
※別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合	1,800円	180円	360円	540円
■訪問看護情報提供療養費（1月につき）	1,500円	150円	300円	450円
■精神科重症患者支援管理連携加算 （1月につき）	8,400円	840円	1,680円	2,520円
※利用者の状態に応じ	5,800円	580円	1,160円	1,740円
■介護・看護職員連携強化加算 （1月につき）	2,500円	250円	500円	750円
■遠隔死亡診断補助加算	1,500円	150円	300円	450円
■訪問看護医療DX情報活用加算	50円	5円	10円	15円
■訪問看護医療情報連携加算	1,000円	100円	200円	300円
■訪問看護遠隔診療補助料	2,650円	265円	530円	795円

包括型訪問看護療養費

訪問看護時間	単一建物居住者数				
イ 30分以上60分未満	20人未満	7,010円	701円	1,402円	2,103円
	20人以上50人未満	6,310円	631円	1,262円	1,893円
	50人以上	5,960円	596円	1,192円	1,788円
ロ 60分以上90分未満	20人未満	11,010円	1,101円	2,202円	3,303円
	20人以上50人未満	9,910円	991円	1,982円	2,973円
	50人以上	9,360円	936円	1,872円	2,808円
ハ（1） 90分以上	20人未満	14,010円	1,401円	2,802円	4,203円
	20人以上50人未満	13,730円	1,373円	2,746円	4,119円
	50人以上	13,450円	1,345円	2,690円	4,035円
ハ（2） 90分以上	20人未満	15,510円	1,551円	3,102円	4,653円
	20人以上50人未満	15,200円	1,520円	3,040円	4,560円
	50人以上	14,890円	1,489円	2,978円	4,467円

※ハ（2）別表7該当

運営基準に定められたその他の費用

項目	利用料金
2時間以上の延長訪問看護	
交通費 （通常のサービス提供地域以外への訪問）	
実施記録等の複写物交付	
死亡後のケア・処置料	

<訪問看護管理療養費（1日につき）>

安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションが、訪問看護計画書、訪問看護報告書を主治医に書面や電子方法で提出し、主治医との連携確保、訪問看護計画の見直し等を含め、指定訪問看護の実施に関係する休日、祝日等も含めた計画的な管理を継続して行った場合に支給されるものです。

<訪問看護基本療養費Ⅰ>

退院日の訪問には算定しません。

<訪問看護基本療養費Ⅱ（同一建物）>

同じ建物に訪問する場合、建物の利用者数及び一ヶ月の訪問日数に応じて料金が細分化されます。

<訪問看護基本療養費Ⅲ>

在宅に備え、一時的に外泊をしている入院患者に対する訪問看護を提供した場合に算定します。

※介護保険の場合も、算定が可能な項目です

<訪問看護基本療養費（Ⅰ）（Ⅱ）のハ>

悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合

<包括型訪問看護療養費>

厚生労働大臣が定める特定の状態にある方に対し訪問回数に関わらず一ヶ月（又は1日）単位の定額料金で看護を提供する場合

加算について

<特別管理加算>

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算

【特別管理加算Ⅰ（1月につき加算されます）】

※特別な管理のうち重症度等が高い場合

- ・在宅麻酔等注射指導管理
- ・在宅腫瘍化学療法注射指導管理
- ・在宅強心剤持続投与指導管理
- ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
- ・気管カニューレ留置
- ・留置カテーテルを使用している状態にある者

排泄の性状、量の観察、薬剤注入、水分バランスの計測等、計画的な管理を行っている場合に算定されます。留置カテーテルが挿入されているだけでは算定しません。

【特別管理加算Ⅱ（1月につき）】

※特別な管理を要する場合

- ・在宅自己腹膜透析指導管理
- ・在宅血液透析指導管理
- ・在宅酸素療法指導管理
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理
- ・在宅自己導尿指導管理
- ・在宅人工呼吸指導管理
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
- ・在宅自己疼痛管理指導管理
- ・在宅肺高血圧症患者指導管理
- ・人工肛門又は人工膀胱を設置している者
- ・真皮を超える褥瘡の状態にある者
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定
(週3回以上の点滴注射)

<24時間対応体制加算>

利用者や家族等から電話等で看護に関する意見を求められた場合に常に対応でき、必要に応じて緊急の訪問看護を行うことができる体制で、利用者の同意を得られた場合に算定します。ご希望されない場合、時間外の対応ができない場合がありますのでご了承ください。

<退院時共同指導加算>

入院・入所中の利用者又は家族に対して、主治医又は施設職員と共に、看護師等が療養上の指導を行った場合、在宅生活について、カンファレンスを行った場合に算定します。この加算は、退院（退所）日の翌日以降の初日の訪問看護実施時に、訪問看護管理療養費に加算して算定します。実際に指導が行われたのが訪問看護開始の前月であっても算定します。

（※厚生労働大臣が定める疾病等の別表7、別表8の場合で、複数日に指導した場合2回まで算定可能となります）

<特別管理指導加算>

退院後、特別な管理が必要な別表8に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されます。

●退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されます。

<退院支援指導加算>

別表7、別表8に該当する、又は診療により、退院日当日の訪問看護が必要であると認められた利用者が、保健医療機関から退院する日に在宅での療養上の指導を行った場合に1回に限り加算されます。

※退院日の翌日以降の初回訪問看護が行われる前に死亡又は再入院した場合に限り、死亡日もしくは再入院日に算定されます。

退院支援指導加算とは、退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合に算定されます。退院当日には訪問看護療養費は発生しません。退院日の翌日以降の初日の訪問看護実施時に、訪問看護管理療養費の加算として、退院支援指導加算6,000円もしくは8,400円を算定します。月末に退院の際に退院支援指導を行った場合（実際の指導が前月の場合）でも算定できます。

<長時間訪問看護加算>

別表8、又は特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分を超えた場合で、通算した時間が1時間30分以上となるとき、1回の訪問看護につき加算されます。計画的な訪問に限らず、90分を超えた場合、週1日に限り算定します。

<複数名訪問加算>

以下に該当し、看護職員がその他職員と同時に訪問した場合に算定します。

- ・別表7、別表8、特別指示書の訪問看護を受けている場合
- ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損がある場合
- ・利用者の身体的理由で1人の看護職員による訪問看護が困難と認められる場合
- ・上記に該当し、利用者又は家族の同意を得て訪問看護を行った場合

<ターミナルケア療養費 1、2>

在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前14日以内に退院日の退院支援指導を含め2日（回）以上、看取りの看護を行った場合に加算します。（24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含みます。）

・訪問看護ターミナルケア療養費1

在宅で死亡した利用者（ターミナルケアを行った24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む）

・訪問看護ターミナルケア療養費2

特養にて死亡した利用者で、介護保険における看取り介護加算等を算定した利用者についてはターミナルケア療養費2を算定します

<緊急訪問看護加算>

利用者または家族の求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により、計画外の緊急訪問を行った時に1日に1回加算します。

<在宅患者緊急時等カンファレンス加算>

退院が困難な状態での急変等に伴い、医師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員等と共同で利用者宅に赴き、カンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合に加算します。

※利用者の病状の急変や治療方針の変更があった場合に、主治医の求めにより関係する機関が利用者宅に一堂に会してカンファレンスを行い、共有した利用者の情報を踏まえ、利用者又はその家族に対して療養上必要な指導を行った場合に、月2回に限り算定します。（主治医と訪問看護の2者でのカンファレンスでも算定されます。）

※カンファレンスが開催された場合は、参加した関係者の氏名、その要点、利用者に行った指導の内容および開催日を訪問看護記録に記載します。

<在宅患者連携指導加算>

※利用者（または家族等）の同意を得て、医師、歯科医師、薬剤師等と月2回以上文書等（電子メール、ファクシミリでも可）により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に加算します。情報提供があった場合は、その内容、情報提供日及び、それをもとに行った指導の内容の要点、指導日を訪問看護記録に記載します。

※医療関係職種間の単なる情報共有のみは算定しません。

※訪問看護指示書を交付している主治医との間で情報共有等の場合は算定できません。

※要介護（支援）者の場合は算定できません。

<訪問看護情報提供療養費1、2、3>

1. 市町村、都道府県、指定特定相談支援事業者等からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報提供を行った場合

2. 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の入学時、転校時等に義務教育諸学校からの求めに応じ情報提供を行った場合

3. 保険医療機関等に入院所にあたり、主治医に訪問看護に係る情報提供を行った場合

<看護・介護職員連携強化加算>

登録専攻吸引等事業者又は登録特定行為事業者と連携し、専攻吸引等の医師の指示のもとに行われる行為が円滑に行われるよう、専攻吸引等に関して事業者の介護職員に対して必要な支援を行った場合に算定します。

<専門管理加算>

緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師、又は特定行為研修を終了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。

<遠隔死亡診断補助加算>

特定の地域に居住する医療者に限り、情報通信機器を用いた在宅での看取りにかかる研修を受けた看護師が、主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合に加算します。

<訪問看護医療DX情報活用加算>

オンライン資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理をおこなった場合に加算します。

<訪問看護医療情報連携加算>

オンライン資格を確認(マイナ保険証など)やICTを活用して、他の医療機関や介護施設と利用者の情報を共有し、より質の高い看護を提供することで得られる加算です。

<訪問看護遠隔診療補助>

医師がオンライン診療を行った際に、訪問看護師が利用者のそばに付き添って診察の補助（バイタル測定やカメラ補助など）を行うことで「補助料」として算定できます。

<ベースアップ評価料>

国の方針に基づき看護職員の処遇改善（賃上げ）を継続的に実施するための費用です。

※新規、継続や改定時期（R2.9年）により負担額が変動します。

<物価高騰対応加算>

ガソリン代や光熱費、衛生材料などの物価高騰に伴う運営コストの上昇に対応するための加算

※国の方針で1年ごとに社会情勢に応じて料金の見直し（R2.6月・R2.6月）に行われます。

※1 特別管理加算Ⅰ

在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

※2 特別管理加算Ⅱ

- ・ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理のいずれかを受けている状態
- ・ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ・ 真皮を越える褥瘡の状態
- ・ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※3 訪問看護ターミナルケア療養費

ターミナルケアとは、終末期のケアのことで、ご利用者の尊厳を維持し、その人らしく最期を迎えられるようなサービス体制をご利用される場合に発生する加算です。具体的には、ご利用者の体調の変化に合わせたケア・ご家族の精神状況の変化に合わせたケア・看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいてご利用者およびご家族の意向を把握し、それに基づくアセスメントを行い、サービスを提供いたします。

(4) その他の費用について

① 交通費	10km 以上一律 500 円	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12 時間前までにご連絡の場合	利用者負担分の 50% 請求
	12 時間以内のキャンセル	利用者負担分の 100% 請求
※ただし、利用者の病変、急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者（お客様）の別途負担となります。	
④ 通院介助等における看護師の公共交通機関等の交通費		
利用者負担額その他の費用の支払い方法について	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 20 日頃までに利用月ごとの請求書を郵送又はお届けします。</p> <p>サービス提供の記録と内容を照合のうえ、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 口座振替サービス利用による支払。</p> <p>(イ) 上記が困難な場合は、他の方法を相談させていただきます。</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p>	

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から 3 月以上遅延し、故意に支払いの督促から 7 日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただきます。

4 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 訪問看護計画の作成

利用者及び家族の意向と主治医の指示書等に配慮しながら「訪問看護計画」を作成します。作成した「訪問看護計画」については、利用者又は家族に内容を説明します。サービスの提供は「訪問看護計画」にもとづいて行ないます。

(2) 訪問看護計画の変更等

「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、訪問看護師の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(3) 担当看護師の決定等

サービス提供時に、担当の看護師を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の看護師が交替してサービスを提供します。利用者から特定の看護師を指名することはできませんが、看護師についてお気づきの点やご要望がありましたら、事業者相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(4) サービス実施のために必要な備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道、ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。

5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：木許 愛子
-------------	-----------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の取り組みを啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤ 人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の取り組みを協議する事業所内の委員会を設置しています。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>②個人情報の保護について</p>	<p>○ 医療従事者や介護従事者その他の関係者が適切と認める通信手段を用いて診療情報を含む個人情報を共有・提供させていただきます</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

7 事故発生時及び緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名： 訪問看護事業共済会

保険名： 訪問看護事業者賠償責任保険

保障の概要： 身体障害、財物破損、人格権侵害、管理受託物、初期対応費用、被害者治療費等

9 身分証携行義務

訪問看護従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

10 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健

医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

11 連絡調整に対する協力

訪問看護事業者は、指定訪問看護の利用について市区町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

12 指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定訪問看護の提供に当り、市区町村、指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

13 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ② これらの記録はサービス完結の日から2年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

14 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

15 業務継続に向けた取り組みについて

事業の継続における自然災害等のあらゆるハザード発生時において、利用者に対する指定訪問看護事業提供を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させ、指定訪問看護の提供を継続的に実施できるよう業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

16 看護師等の衛生管理について

事業者は、事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。事業継続計画の一環として、感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備し、研修及び訓練を定期的実施しています。

17 介護・医療情報の活用について

事業者は質の高い訪問看護を実施するため、利用者の同意の上、オンライン資格確認や医療DX(デジタルトランスフォーメーション)推進の体制に関する事項及び電子的データ等から取得する情報を活用することがあります。

18 苦情解決の体制及び手順

提供した指定訪問看護に係わる利用者及びその家族の相談及び苦情を受け付ける為の窓口を設置します。

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	名称	訪問看護ステーション24
	所在地	兵庫県西宮市津門住江町12-6 105号
	電話番号	0798-78-3911

19 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	<input type="checkbox"/> あ り	<input checked="" type="checkbox"/> な し
---------------	------------------------------	---

訪問看護サービス利用契約書(医療保険)

様（以下「利用者」という。）と株式会社結梨（以下「事業者」という。）は、訪問看護ステーション24（以下「事業所」という。）を利用するにあたり、健康保険法に基づく事業所が、ご契約者に対して行う訪問看護サービスについて、別紙のとおり契約を締結いたします。

第1条（目的）

本契約は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な健康保険法に基づく訪問看護を適切に提供する事を定めます。

第2条（期間）

この契約の期間は、令和8年 月 日から、利用者の終了意思が表示されるまでの期間とします。ただし、第10条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

第3条（訪問看護計画）

- 1) 事業者は、利用者の課題と意向を把握し、ケア会議を開いて利用者の訪問看護計画を作成します。この計画は、事業者が利用者に説明して同意を得たうえで作成することとし、その写しを利用者に交付します。利用者はいつでも訪問看護計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができます。
- 2) 利用者は、国民健康保険被保険者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

第4条（サービス内容）

「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

第5条（利用者負担額及び実費負担額）

- 1) 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者に支払います。健康保険法に基づく医療給付費は、事業者が市町村から代理して受領します。
- 2) 前項の利用者負担額及び実費負担額は、1カ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月末日までに支払います。

第6条（利用の中止、変更、追加）

- 1) 利用者は、利用期日前において、訪問看護サービスの利用を中止又は変更することができます。
- 2) 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむをえない事由がある場合は、取消料はいただきません。
- 3) 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するほか、サービス提供可能な事業所の紹介などを行います。

第7条（事業者の基本的義務）

- 1) 事業者は、利用者に対し、居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要なサービスを適切に行います。
- 2) 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、健康保険の立場にたった、サービスを提供します。

第8条（事業者の具体的義務）

- 1)（安全配慮義務） 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2)（説明義務） 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。
- 3)（守秘義務） 事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、第三者に開示することはありません。
- 4)（身体拘束の禁止） 事業者は、利用者又は他の利用者等、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 5)（記録保存整備義務） 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供終了日から2年間保存します。事業者の窓口業務時間（毎週月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時30分）に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることができます。

第9条（事故と損害賠償）

- 1) 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市区町村・利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。
- 2) 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

第10条（契約の終了事由）

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 1) 利用者が死亡した場合
- 2) 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 3) 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 4) 第11条から第13条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第11条（利用者からの中途解約）

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の1ヶ月前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

第12条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- 1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問看護サービスを実施しない場合
- 2) 事業者もしくはサービス従事者が第8条1項から4項に定める義務に違反した場合
- 3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第13条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 1) 利用者に支払能力があるにもかかわらず第5条に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
- 2) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 3) 利用者がサービス実施地域外に転居した場合

第14条

- 1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をする場合がある。
- 2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が遅延、もしくは不可能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとする。

第15条（苦情解決）

- 1) 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口へ苦情を申し立てることができます。
- 2) 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員へ苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された都道府県に設置されている国民健康保険団体連合会へ苦情を申し立てることもできます。

第16条 サービス提供体制および運営に関する同意

1. スタッフ配置・変更について

事業者は、利用者に対し適切なサービス提供を行うため、担当スタッフの配置を行います。特定の職員の氏名や固定を保証するものではありません。

また、職員の勤務状況、体制変更、緊急対応等により、担当者が変更となる場合があります。

2. サービス提供体制の変更について

事業者は、より適切なサービス提供および運営体制の維持のため、訪問時間・曜日・提供方法

等を変更する場合があります。
この場合、事前に説明を行います。

第17条 ICT・AI 活用について

事業者は、サービスの質の向上および業務効率化のため、訪問記録や報告書の作成において、ICT 機器および AI 技術を活用する場合があります。

第18条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は健康保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者・事業者が記名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

個人情報使用同意書

患者の円滑な在宅での療養を実現するためには、患者をとりまく家族、医療従事者、介護従事者、その他の関係者が適切に連携していく必要があります。そのため適切な連携を行うにあたって下記の事項のご了承をお願い致します。

1) 在宅療養は、家族のサポートのもとで住み慣れた自宅で安心して療養を継続することを重視して行われるものです。そのため、患者が在宅での療養を希望されているのはもちろんのこと、患者をとりまく家族においても意思の統一が図られている必要があります。

2) 円滑な在宅での療養生活を継続していただくため、在宅療養をサポートする病院、診療所、薬局、介護事業者その他の関係者と連携を図る目的で、担当者会議などで個人情報を利用する場合があります。

3) 医療従事者や介護従事者その他の関係者が適切と認める通信手段を用いて診療情報を含む個人情報を共有・提供させていただきます。

一括同意・契約書

担当スタッフより上記の説明を受け、同意・了承いただける項目に✓の記入をお願いします。

重要事項説明書の説明を受け、内容に同意します。

契約内容を確認し、当事業所との契約を行います。

個人情報使用に関する内容を確認し、同意します。

サービス内容に応じて特別管理加算、複数名訪問看護加算、長時間加算等が発生することを同意します。

サービス内容に応じてターミナルケア加算が発生することを同意します。

サービス内容に応じて退院時共同指導加算・退院支援指導加算が発生することを同意します。

24時間対応体制加算を（ 希望します ・ 希望しません ）

※料金表（P.3～4）参照

重要事項説明書・契約書・個人情報の説明書の説明年月日

重要・加算・契約説明書の説明年月日	令和8年	月	日
-------------------	------	---	---

上記内容について、「健康保険法第43条ノ14第1項に基づく保険医療機関及び保険医療養担当規則の改正、老人保健法第46条の17の5の規定に基づく指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年12月6日厚生省発保第172号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	事業所名	訪問看護ステーション24
	説明者氏名	木許 愛子 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	氏名	
-----	----	--

家族又は代理人	氏名	
---------	----	--